

平成25年6月5日（水曜日）

南三陸町東日本大震災対策特別委員会会議録

## 東日本大震災対策特別委員会会議録

平成25年6月5日（水曜日）

出席議員（1名）

議長 後藤清喜君

出席委員（12名）

委員長	西條栄福君	
副委員長	鈴木春光君	
委員	高橋兼次君	佐藤宣明君
	阿部建君	山内昇一君
	星喜美男君	菅原辰雄君
	小山幸七君	大瀧りう子君
及川均君		三浦清人君

欠席委員（2名）

千葉伸孝君 山内孝樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	遠藤健治君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	千葉晴敏君
産業振興課長	佐藤通君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋一清君

建設課長	三浦	孝君
危機管理課長	佐々木	三郎君
復興事業推進課長	及川	明君
復興用地課長	佐藤	孝志君
復興市街地整備課長	沼澤	広信君
上下水道事業所長	三浦	源一郎君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤	広志君
公立志津川病院事務長	横山	孝明君
企画課上席主幹 兼政策調整係長	菅原	義明君

#### 教育委員会部局

教育長	佐藤	達朗君
教育総務課長	芳賀	俊幸君
生涯學習課長	及川	庄弥君

#### 事務局職員出席者

事務局長	阿部	敏克
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	三浦	勝美

午前11時40分 開会

○委員長（西條栄福君） 本会議に続きましての特別委員会となります。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

ただいまより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は12人であります。定足数に達しておりますので、これより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

欠席委員、千葉伸孝委員、山内孝樹委員となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の特別委員会は、当局より本特別委員会に対し被災者の住まいの再建に係る町独自支援（第2次）について説明したい旨、申し入れがありましたので開催するものであります。

早速会議に入りたいと思います。

それでは、被災者の住まいの再建に係る町独自支援（第2次）についてを議題といたします。

担当課長による説明をお願いいたします。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） では、お手元の資料をご用意いただきたいと思います。

1ページから3ページまで概要版、そして4ページ、5ページ、これはA3のカラー刷りの資料という構成でございます。

それでは、初めに1ページ、概要から申し上げます。なお、本制度、非常にボリュームが多くて中身が複雑でございますので、できるだけわかりやすく説明をするつもりでございますのでよろしくお願ひいたします。

まず、1番のこれまでの経緯ということでございますが、大きく国の制度それから昨年の9月に南三陸町独自で立ち上げた制度ということで、6つの制度ということで現在被災者に対する支援を施してまいったところであります。

2番に課題ということで、上記の6つの支援策でそれでもなお制度の該当にならない方の支援をどうすべきかということで準備をしてまいりました。また、今回ここに5つのポツで記載になっている方、こういった方々が適用にならないということでございます。

1つ目は、指定区域前に町外で住まいを再建した方、それから借り入れをしないで住まいを再建した方、それから現地で再建、修繕した方、単に町外に住まいを再建した方、それから民間アパートなどへ入居した方と大きくこのように分かれると思います。

これに対して3の対応ということで、宮城県が財源を用意をいたしました。ことしの3月ご

ろだったと思いますが、当町には7億3,500万円の交付を受けております。この財源をもとに、2の課題の中に適用にならなかった方々に対してできるだけ支援を拡充しようということです、本日ご提案をさせていただくものでございます。

3の対応欄で新設の1番から10番まで書いてありますが、この中身につきましては、ページを少しあげていただきまして4ページの縦長のカラー刷りの資料をごらんをいただきたいと思います。

上のほうに黄色いマス目のところが2つございますが、これは国の制度ということでもともと被災者がお使いになれるという制度でございます。それにプラス町の独自支援ということでベージュで色を塗っているところ⑥、これが昨年9月から独自支援で町が追加をした内容でございます。さらにというところで青く塗ったところ、これが今回第2次の当町の支援策ということになります。

順に沿って説明をいたします。制度の通し番号からいきますと、9番、10番、11番、この3つは再建になります。制度面につきましては、まだ名前が決まっておりませんので、説明の都合上新設の1番あるいは2番という使い方をさせていただきます。

初めに、新設の1番でございますが、右の支援内容に書いてありますとおり危険区域の設定前に町外に移転をした方ということでございます。さらに、ローンを借りて再建をされた方ということで、こういった方には最大ですが100万円の支援をすると。例えますと、危険区域に指定される前に例えば登米市のように家を再建された方というような例でございます。

次、新設の2番でございますが、こちらも再建になるんですが、危険区域の外から町内により安全と書いてありますが、町内に再建をした方、あるいは現地で建てかえ、あるいは危険区域の指定前に区域内に再建をした方。こう書いてあるとなかなかわかりにくいのですが、具体的な地名を例えますと、志津川の小森のちょっと奥まったあたりにおった方が、もともと危険区域からは外れているんだけれども、実際に津波が来たことに変わりがないので、より周辺のところに手ごろなちょっと高い敷地があったのでそこに再建をしたというようなケースがここに該当すると。この方がローンを借りた場合に300万円まで助成をするという内容です。

次、新設の3番ですけれども、要は制度を何も使わないで全部自己資金でやられた方、そういった方につきましては、150万円最大助成をするという内容です。現金支給ということになります。

次に、⑫番から⑯番まで新設の4、5、6、7ですが、これは現地の修繕をされた方になります。新設の4番、これは全壊または大規模で現地で修繕をされたと。例えますと、水際だつ

たんですけども、確かに波の被害はあったものの家そのものががっちりした家だったので、リフォームをして直して今住んでいると。そういう例がここに該当すると思われます。ここには300万円ということでございます。

同じく新設の5番は、前の新設4の半壊バージョンということでございますので、金額としては半分の150万円とさせていただきました。

新設の6でございますが、全壊、大規模で現地修繕ということで、こちらにつきましては現金で自己資金でやったという人に対しての助成で100万円、同じく⑯番、新設の7はこれの半壊の方になりますので、その半額の50万円という設定をさせていただきました。

それから、この上限額のところに、ただし①及び②控除後と書かれているところが何所かございますが、要は①というのは生活再建支援金基礎支援金が100万円で、何らかの再建活動をした方には加算金ということで複数世帯だと200万円支給されるわけですけれども、その加算金を例えばローンを借りた場合、加算金は見ないことにして丸々300万円という考え方です。要は、加算金をもらっても再建あるいは修理にまだ足りないからお金を借りるんだと。ですから、そこの控除については外すという考え方でございます。

それから、⑯番、新設の8でございますが、移転費用いわゆる引っ越しという考え方でございますが、危険区域の外から町内の災害公営などに移転をした方に対して、最大で30万円を助成するということで、これも先ほど小森の奥まったところという例えをいたしましたが、その小森あたりから町の災害公営住宅に移ってきたというケースの場合に、引っ越し代の実費ということで最大30万円を助成するものであります。

それから、ページの下のほう、⑰番と⑱番ごらんいただきたいのですが、要はよその市、町で被災した方が何らかの事情で当町に住宅を再建する方で、ローンを借りて再建する方には300万円、それから自己資金で再建をされる方には150万円を差し上げましょうと。よその町でも幾つかこういうところはありますが、当町でも実際にこういった方がどれぐらいいるのかはわかりませんが、歓迎とよこそという意味合いも込めて創設をしたところであります。具体的に極端な例ですが、もともと登米市に在住をしていた方が地震被害に遭われたと。もちろん再建をしたいんだけども、かねてから海の近くに住みたかったと。そういう方がこちらのほうにおいでをいただいたときに、こういった制度が使えるかなということで考えたところであります。

もう一度2ページにまたお戻りをいただきたいんですが、4番の特徴というところで大きく5つ記載をさせていただきました。

まず1点目なんですが、南三陸町はほかの市、町に比べまして災害危険区域内の世帯が非常に多いということでございますので、国の一一番強い支援制度をそっくり使える方が圧倒的に多いということがまず特徴でございます。

2つ目ですが、今回のこの制度につきましては、今まである国の制度と町の1次制度の適用にならなかった世帯の方の住まいを再建するというところに支援を拡充するものでございます。

それから、③番、交付金の趣旨を踏まえまして、町外での再建者には原則として助成をしないというのが特徴でございます。交付金は、定住促進とまちづくりというのがまず趣旨です。ですから、原則として助成をしないとしたのは原則ですが、先ほど説明をしたようにかけ近の遡及については可能です。要はローンを借りた方につきましては助成をするとしましたので、あえて原則という表現をさせていただいたところであります。

それから、④番につきましては、他からの移住ということに対するいらっしゃいませ補助金的な内容でございます。

最後になりますが、今回の支援の総額19億4,860万円、これはマックスの数値でございます。

5番の対象数でございますが、これも3,093と書いてございます。これも想定の最大数ということになります。

次、3ページに目を移していただきましてこの財源でございますけれども、地域復興基金が2つございます。1つは7億3,500万円、それからもう1点が5億1,360万円といずれも県から被災者支援に使うようにという趣旨での交付金です。それから、震災復興基金で7億円、これは復興特別交付税、一般財源を7億円投じるというところでございます。

7番、追加支援策の施行と適用でございますが、一応予定としておりますが、内部の事務体制、要綱を立ち上げたりいろいろ煩雑になっておりますので、8月1日を目標にしたいということで考えております。それから、23年3月11日に適用を遡及させるという内容です。この資料には書いてありませんが、いつまでというところなんですが、ここはメモしていただきたいんですが、平成33年3月31日まで10年間ということで考えております。

最後に、8番で実施方法、ここに電話予約という原則を書いてございますが、非常に混雑あるいは待ち時間が長いなど一人一人状況が違うと思いますので、ある程度予約制としたものの、例えばこちらから出向かなければいけない場所もありますし、必ずしも全て予約方式ということではなくて、柔軟に対応してまいりたいと思っております。

最後にもう1枚だけなんですが、5ページ、横長の資料、これはどういった方がどういう制度に該当するのかというのを横軸と縦軸で一目で確認するような資料にしたんですが、右下にイラストが描いてあります。ちょっと小さくて大変申しわけないんですが、一番海側の赤いところ、ここが災害危険区域内、その隣にオレンジ色でB災害危険区域外、実際Bというのはほとんどないんですけども、説明の都合上、あえて図面上は大きくとらせていただいております。それから、Cの非浸水地域、このグリーンのところには黄色い屋根の家があつたり、ピンクの災害公営があつたりというところです。欄外、白いところにFということで町外と。ですから、全部で6パターンになります。この横長の資料の左の上のほうを見ていただきますと、縦軸が以前に住んでいたところ、以前どこに住んでいたのかと。Aに住んでいた方はA、Cに住んでいた方はCと。今度は横に目をずっと移していただいて、これから住む場所がどこなのかと、どういう再建方法なのかと、横と縦が交わるところが自分の制度の該当するところということでおつくったわけでありますので、これもご参考にしていただきたいと思います。

非常に雑駁でございますけれども、以上説明とさせていただきますので、質疑のほうでよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（西條栄福君）　ここで昼食のための休憩としたいと思います。再開は1時10分といたします。

午前1時58分　休憩

---

午後　1時10分　開議

○委員長（西條栄福君）　おそろいのようでございます。休憩前に引き続きまして、これより会議を開きたいと思います。

担当課長の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

これまでの説明に対し、伺いたいことあるいはご意見があれば伺っていただきたいと思います。星　喜美男委員。

○星　喜美男委員　これまでさまざまな支援制度がありまして、住宅の取得及び土地の取得や敷地造成など合わせますと約700万円の利子の支援ですか、そういったことがうたわれているんですが、非常に聞こえはいいんですが、これだけの利子の金額を借り入れするとなりますと大変なものでありますて、なかなかその金額を借りられる人というのは該当者はいないだろうとそのような感じがいたしておりますて、俗に今まで言われてきましたように金持ちに有利な制度だとがけ近なんか言われてきたんですが、まさにそんな感じがしておるんですが、この新

設の3番でそういうのを利用せずに住宅再建した場合は150万円の助成ということでありますが、例えば借り入れ額が少なくて利子が100万円ぐらい、150万円に達しないといった場合にはこういった選択が可能ということでおろしいんでしょうか。利子の補填を受けるよりも150万円をそっくりいただいたほうがいいと、そういった選択は可能なんでしょうか。

○委員長（西條栄福君）企画課長。

○企画課長（阿部俊光君）まずもって新設3につきましては、自己資金現金で再建をした者に対して150万円ということになりますが、融資を受けた場合とこの150万円をもらった場合の損得というのも変な表現なんですけれども、それは再建される方が自己資金としてどれだけまず調達ができるか。そして、再建する工事の量に対してお金が足りなければ融資を受けるわけですので、その辺は個人個人によって事情が異なると思いますので、一概にどちらがより不利ということではないと思います。ご理解ください。

○委員長（西條栄福君）星 喜美男委員。

○星 喜美男委員 そうしますと、これはあくまでも全額自己資金を持っている者だけが対象という捉え方ですか。それとも、借り入れ150万円に満たない利子の金額であれば150万円を選択するという、それは可能なんですか。

○委員長（西條栄福君）企画課長。

○企画課長（阿部俊光君）それは可能だと思います。

○委員長（西條栄福君）星 喜美男委員。

○星 喜美男委員 そうしますと、少額の借り入れで再建する場合はこちらの新設の3を選択するというやり方でよろしいということですね。わかりました。

○委員長（西條栄福君）ほかにございませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 この住宅所得という文言なんですが、これには水道の給水排水工事も含まれているという解釈をしてよろしいですかね。あくまでも建物のみという解釈なのか、その辺どう捉えたらいいのか。

○委員長（西條栄福君）企画課長。

○企画課長（阿部俊光君）住宅の再建でございますので、住めるようになるまでということだろうと思いますので、給排水設備、そういうのものも当然含まれるものと解釈しております。

○委員長（西條栄福君）ほかにございませんか。及川 均委員。

○及川 均委員 及川です。

今回、新たに町外の安全な場所に個別の住宅の移転を行った者に対する移転費等の補助とい

うことで上限を100万円と、利子相当額が支給されるということなんですが、この国の制度上、他町に行って他町からの救済制度というのは全くないのかどうか。例えば、登米市に行って登米市で制度を使って住宅を建築して移転したということに対する微妙なところがあるわけですけれども、これに本町からまた町独自の支援策として今度設けられたわけですね。その辺のところをもう少し詳しく、微妙なところもあると思うんですがご説明をいただければと思います。他市町の支援制度というのはどのようにになっているのか、その辺のところも含めて。

○委員長（西條栄福君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） うちのほうで調べている限りは、まずもって沿岸の15市町村ではそれなりにやはり受け入れる支援制度を設けておられるようでございます。ただ、市町ごとに若干違いますのは、移転元から独自の支援制度を背負ってほかの町に入ってくる場合は、原則として受け入れる町の助成はできませんというところが圧倒的なようですが、唯一1カ所どこかあったような気がします。移転元からの制度にプラス入ってこられる町の独自の制度を使えると。例えば、登米市はちょっとうちのほうで情報は持ってございませんけれども、恐らくないと思われます。今回、町外に移転する方に対してローンを借りた人にだけ100万円とさせていただいたんですけども、もともとこの国の制度のつくり込み、スタンスというのが自力でやれる人は自力でと非常に味気ない表現だったような気がするんですが、もともとはそこから始まっているんですけども、しかしそうはいえなかなか大変だということで制度が徐々に緩和をされてきて、このような町外支援者に対しても町の独自の判断でしてもいいですよとなつたために、今回100万円ということにさせていただきました。受け入れる側の他市の独自支援につきましては、そういう状況だと思います。

○委員長（西條栄福君） 及川 均委員。

○及川 均委員 流入していただくほうはいいんですが、流出のほうは大変町民が減るわけで頭の痛い問題なんですね。こうしたことを考えると、いわゆる沿岸部ですが被災した地域住民の流出を防ぐ例からもそういう方々の流出をとめるべく、策として他町に今いる方々がまた本町に帰ってくるという方々に対する何らかの措置は優遇策というのではないのかどうか。今回、他の市町村から本町に転入する方々に対しては見えられたわけすけれども、現実、今両方に足を置いて、あっちに住むかこっちに来るかと、元に戻るかと悩んでいる町民の皆さんにも相当なインパクトのあるような、戻ってくることができるようなインパクトのあるような町独自の支援策というのはなかったのか、できなかったのか。その辺のところも伺います。

○委員長（西條栄福君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 今回とにかく住宅を再建すると、そちらを大優先しようということございました。それから、他市町村に移動されるという方につきましては、個々具体的ないろいろな事情もあるためにそういったことにならざるを得なかつたということでございますので、今委員がおっしゃるように、後々やっぱりふるさと南三陸に戻ろうかという政策なりは今後考えていかなければなりませんけれども、まずは住宅の再建、仮設住宅に入っている人をとにかく住宅や災害公営に入れるというところが第一です。

この先、数年後に防集ができ、それから災害公営ができますと、新しい暮らしの形が出てくると思うんです。我が町では復興後の町民の生活を経験したことがないので、そのときに今誰も予想しない行政課題がたくさん出ると思うんです。教育にしろ福祉にしろ。そのときに、せっかく家を建てて再建された方が、今度行政サービスも受けられないとか暮らしに困るようでは大変ですので、先行きそういうところも見据えながらまちづくりをしていきたいと。その結果として、他市に移動した方が南三陸で被災した人の暮らしに対しても手厚くやっているなというのをお感じになっていただいて、もしかすると徐々にまたお帰りになる。そういう展開になれば大変いいなと思っておりますが、繰り返しになりますが今は住宅再建を第一と優先させていただきたいということです。

○委員長（西條栄福君） 及川 均委員。

○及川 均委員 三陸沿岸被災した市町はいずれも同じでございますけれども、我が町とも将来の推計からしても1万人を割るようなデータもあるわけですね。そうしたときに一人でも多くの町民を戻したい。さらに、他市町からできるならば来る方を呼び込みたいという気持ちは町民皆持っておると思いますので、今後もそうしたことは他市町との何らかの差別といいますか、町独自色というのがやはり必要なのかなという気もしますので、今後のにはそういう観点も忘れずにまちづくりに組み入れていただきたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 ただいま前者のお話、全くそのとおりだと私も思います。ぜひ一人でも二人でも当町に帰ってきていただきたいと、そんな気持ちであります。

それで、この利用者見込み数が3,093人ということで示されておりますけれども、今後この3,093名ですか、この方たちが漏れなくこういう制度を利用できるように町としては考えていると思うんですが、具体的にはどういうふうに考えているのか。その辺を伺いたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） この3,093人は町外に移転をされた方は除かれますので、この中に何らかの該当をする方が全てご相談に応じていただければ該当になると。3,093人が該当。これから問題は周知の仕方だと思います。先ほど、8月からやりたいということを申し上げましたけれども、周知の仕方に一手間考え方で若干お時間を頂戴した次第でございますので、できるだけ多くの方にこういった第2次支援のご相談に来ていただきたいと思っております。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 これを見ても理解できるところと理解できないところというか、そういう方たちも大分出てくるんじゃないかなと思うので、一人一人これにどこに当てはまるのか、その辺も含めてやっぱり個別にきっちとした周知をしてほしいなと思います。少しでも役に立つということで国が、本当はもう少し南三陸町危険区域外の人たちが少なかったのでこの金額だと私聞いているんですけども、やっぱりそういう点で本当に再建できる金額をもうちょっと上積みさせてもらいたいなという気持ちがあるんですが、周知してほしいと思っていますので、その辺具体的に考えてほしいと思います。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）ないようありますので、被災者の住まいの再建に係る町独自支援（第2次）についての質疑を終わります。  
次に、その他として確認したいことがあれば伺っていただきたいと思います。ございませんか。総体的なことでその他ということでお願いしたいと思います。三浦清人委員。

○三浦清人委員 何度も私、言う機会で質問しているんですけども、臨時議会の議案にもありましたようにこの高台防集の進捗といいますか、計画どおりには進んでいると執行部の方々は言われますけれども、被災を受けられた方々にとりましてはなかなか進みが悪いという認識で今いるわけなんですね。気仙沼、女川、石巻、その市町村から比べると我が町はどうも復興の速度が鈍いというお話をよっしゃう聞かされているわけなんです。そういった中で、戸倉地区の高台のゴルフ場予定地ですか、ここの今の状況はどうなっているんですかね。いつごろ発注して造成が始まるのか。戸倉地区の方々も非常に心配しておるんです。私どもも当初、町のものですから問題なく進むだろうということでおったわけなんですが、何が問題というか、進まない理由というのはどこにあるのか。その問題はいつ解決できるのか。本来ならば町内でいち早く造成が始まてもいい箇所だなと思っておったんですけども、おくれる理由は一体どこにあるのか。

それから、産廃の関係もまた質問するんですが、状況どうなっていますか。搬出処理したん

ですか。まだ残っておるんですか。あるいは県の指導がまだ出てこないんですか。何も町のほうからその件の説明がいまだ何もないものですから。それがあるためにそういった造成の工事がおくれている可能性というのもあるのかどうなのか、その辺。

○委員長（西條栄福君）　復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川　明君）　1点目の戸倉中学校北側の団地ということですが、委員ご指摘のとおりです。一言で言えば住民の合意形成がおくれているという部分はございます。これまで災害公営住宅、防集団地、この2点で計画を進めてきたところでございますが、小学校の再建という部分もその中に組み入れながら一つのエリアとして整備をしていくという部分で、住宅をそこに再建していこうという方と小学校の位置のバランスの問題であるとか、そういった部分で土地利用計画というものをまだ決定をすることができない状況であるということが最大のおくれている要因かなと思います。

ただ、先ほども端的に口頭ではお話ししましたけれども、9月、10月の秋ごろには工事発注はできるようなスピードで進めていくということでは変わってはございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（西條栄福君）　環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君）　廃棄物の関係でございますが、前にもお話ししたとおり宮城県と協議を今進めている最中でございまして、実際その処理に当たりましてどのような方法をとるのか、それから実際事業に当たりましては効率的に進めたい、それから費用につきましてもなるべく少ない費用で処理をしたいと考えておりますので、その辺を重点的に県のほうと協議を進めています。ただ、まだ最終的にどのような形で処理計画を立てるか、その結論には至っておらないというのが現状でございまして、もうしばらく結果が出るまではお待ちいただきたいと思います。

○委員長（西條栄福君）　三浦清人委員。

○三浦清人委員　9月、10月には土地利用計画も決まって、造成の発注をしたいという計画であるということですね。できればもっと早く、住民の方々待っていますのでやってもらわないと困るんです。先が見えないと言われているんです、先が見えない。先ほど同僚委員からいろいろとお話があったんだけれども、建築業者さんとの契約、うちを建てる予約、それが今度はずれればずれるほどまたやり直しをしなければならない。やり直しをするとその都度単価が上がって困るんだということを言われているんです。最初の契約と同じような単価であればいいんですが、時間がずれるとまた値段が上げられるということで、非常に皆さん心配をし

ているようです。そういうことで、早目に住民の方々との合意がなされて進むことを希望するわけあります。

それから、まだ県との話し合いがつかないということですか。かかりますね。県は町の問題だということになっていると思うんですよ。町から出たものは町で処分しなさいということで。そういうふうになつていませんか。これは県の指導……、この話をしたのは何ヵ月前になりますか。課長も聞きたくないでしょう。やんたくなりましたべ。いつまでもほったらかしにしておかいで早く進めてもらわないと。何が問題でそういった処分ができないでいるのか。今度は何か別な問題があるのかなということで、述べれば述べるほどおかしくなってくるような感じがするんです。ですから、そうするといましばらくというのはいつごろまでですか。大体の見通し、県からどのような指導を受けてその処分をするのか。経費ができるだけからないようによることですが、それは町が持つんですか。それとも県が持つんですか。折半するんですか。その見通しなどはどうなんですか。その辺、課長の今のわかる範囲でいいから。県から言わなければ答えられないという問題があれば、これは答えなくともいいですけれども、その辺いかがですか。

○委員長（西條栄福君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 前に県の指導を受けながらという答弁したこともありますけれども、今現在そもそも廃棄物が現地で発生したのが災害廃棄物の処理事業の造成工事に伴うものだということもございますので、県の担当課であります震災廃棄物対策課のほうと今協議を進めているということでございまして、その事業手法であったり詳細についての今話し合いを進めているというところでございます。先ほど申し上げたとおり、その話し合いについては間違いなく進展しておりますので、いつまでという明確な期日まではちょっとお答えしかねますけれども、間違いなく話し合いは進んでおります。事業につきましても、基本的には町が震災廃棄物の処理事業そのものも町が県に委託して行っておる事業でございますので、最終的には町の責任ということにはなりますけれども、その中でどういった事業手法があるのか、その辺を県と協議をしながら今検討しているというところでございます。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 私、質問しているのは、あそこ土を掘ったら産業廃棄物が出てきたという産廃の処理のことを聞いているんですよ。今、何か課長の話だと町が県に委託して処理を進めているという話ですが、今あの地区で言えば震災瓦れきの処理をしているところで産廃も処理をするという内容のことなんですか。何かそんな感じもしたんですけども、その辺。以前、私、

質問したときあるんですよね。あの産廃は今戸倉地区の震災処理場で処理はできないのかと聞いたところ、産廃はそこではやれないというお話をされたんですよね。何か今課長は町が県に委託している事業云々という話だったから。産廃も今戸倉地区の震災瓦れきのところで処理をするんですか。どうなんですか。

○委員長（西條栄福君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 廃棄物処理事業の関連ということで申し上げましたけれども、産業廃棄物そのものの処理につきましては、戸倉の処理施設では処理はできません。あそこはあくまでも一般廃棄物の処理施設ということでございますので、今現在でも戸倉のほうで処理を進めている中で、最終的に最終処分で県内の処分場にお願いしている部分ももちろんござりますので、産業廃棄物につきましては、そういった産廃の処理施設のほうで最終処分をお願いせざるを得ないという状況でございます。

ただ、実際現地で掘り出しております中で、土砂の中に廃棄物も含まれているという状況でございますので、その中から廃棄物の部分だけを何とかより分けて最終的にその処分を行いたいというふうには考えております。ただ、その場合、最終的な処分先については産廃の処分場になるということでございます。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 課長、これ町長、副町長かな。町で出た産業廃棄物は町で処理をすることが原則になっているんですよね。でも、これは間違いないんです、現実としてものが出てきているんですから。県の指導とか云々と課長は大変苦しい答弁しかしていないものですから、前にも何度も言いましたように町がとにかく処分したほうがいいと思いますよ、早く。だって最終的には県がその補助金なんか出すわけがないですから。町が出さなければならぬですから。町の山ですから、所有者が。どなたが捨てたのかわからないんだから。業者がわからないんだから。そういうことだから、早く造成をして高台に進める意味でも私は町で処分費用を出してやるべきだと思いますよ。それが復興と言いますか、高台移転なんかの足かせになっているのは大変ではないかという思いですし、またそこに希望している方々も、あれ片づけたんですかという話もされたんです。1週間ぐらい前かな。仮設に行っている方々、戸倉地区の方々から。だから、もう片付けたわけですよという話はしたんですけども、聞いたらまだだというから。半年以上たちますよね、これ。同じなんです。毎回聞いても同じ答弁。県との調整、県のご意見を聞く、指導を受ける、確かに進んでいる。片づけるところまでは進まないということなんですから。そこをどう考えていますか。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） まずもって産廃の関連が前段の質問でありました戸倉地域、当該地域の高台造成事業との委員からのお話ですとおくれというお話でございますけれども、それと直結しているということでは現時点ではございません。それを除いてのいろいろ合意形成を今盛んにつくっているということでございますので、そこはまずそのようにご理解いただきたいと思うんですけども、その上で今現在露出しております産廃の処理については、課長お話をしてございますけれども、我々は、確かに委員おっしゃるような考え方もございますし、もう一つの考え方として当該廃棄物については所有者は町でございます。投棄した原因者については確認をできかねたということでございまして、そうしますと所有者責任という考え方もある一方で、当該廃棄物についてはいわゆる町が県に委託して県が発注をした2次処理事業の造成のために出てきた廃棄物であると。したがって、そういう事業者側の責任もどうなんだということで、実は正直申し上げますと県のほうといろいろそういう考え方について、今盛んに協議をさせていただいているというのが正直なお話でございまして、全く前例がないわけでもないでございますので、そういう取り扱いについてそこで処理をするという意味とは違うということはご理解いただいたと思いますけれども、そういう事業者側の部分はどうなんだということで事業主体をどちらでどう置くべきなのかということも含めて、今盛んに議論しているということでございますので、そのようにひとつご理解をいただきたいなと思います。町が主体となってやるべきなのか、あるいはもしかしたら県の事業として出てきた部分であれば、当該事業主体側のそういう部分の処理というものは不可能なのかということも含めて、正直今議論をさせていただいているので、少々その辺についてはちょっとそれぞれ立場でのお話でございますので、まだその結論がしっかりと出ていないということでございますけれども、そんなにいつまでもこちら造成事業始まってまいりますので処理をしていかなければならぬと。直接はその分とは関係ない言いながらも造成事業も始まってまいりますので、できるだけ早くその方向性は見出していきたいということでございますので。前に、当初予算にもそういうのが出てくるんじやないかと思っていたというお話もいただきましたけれども、結果として町がそれをやらなければならないということになりますれば、いずれそういうものを予算措置をさせていただきながらやらなければならないわけでございますので、いまだそういう予算もしないでいろいろ協議をしているというのは、実はそういうことで今協議をさせていただいているということでございます。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 そういう説明だと今初めて聞きました。業者との責任、度合いといいますか、町の責任、それからそれをほっくり返した業者にも責任があるんじやないかという（「業者じやなくて事業主体側」の声あり。事業主体側ね。県ね。そういう法律でどうなんですかね。何かよそでもないわけではないというような話ですけれども、そういった場合の前例といいうのはあるんですかね。それは所有者とそれから委託先、県ですよね。それを委託されて発見した側なのか、その土地から出てきたものの処理の責任といいますか。よそにもそういうなにいろいろもめたことというか、あるんですかね。そのときの責任分担ではないだろうけれども、負担割合みたいなものは実際にあったのかどうなのか。その際、客観的なものの考え方しかできないんですけども、法のことよくわかりませんから。例えば、ここに産廃があるよと、ここには手をつけるなよということを話していくて、なおかつそれを無視してやつたら出てきたというのであれば、これは受けたほうの責任もあるかもしれませんけれども、わからないで、探すためにやつたわけじゃないんだ。土を第2処理のほうで使うためやつたら出てきたということで、それがそちらのほうに責任もあるというのはちょっと考えられないのではないかという感じがするのね。素人考えですけれども。その辺のところを県でも私どもも責任ありますということで認めますかね。その可能性、何%ぐらいだと思いますか、副町長、あなたの考えで。私はゼロに等しいんじゃないかと思うんですけども、それを期待しているんですか。期待というか、何ぼでもそちらに負担させるためのことで時間がかかっているという話ですけれども。私は果たしてそれとおる話かなと思って今聞いていたんですが、いかがですか。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 前例といいますか、私、すべからくそれを確認してはおりませんけれども、違う省庁の中でそういった公共事業の中であるということも聞き及んでおりますので、そういった部分との兼ね合いで、本町ももともとそこにそういうものがあるということじゃなくて全く不承知の中でのことでございまして、そこに相当の経費負担をするということについては正直本意でもない分がございますので、そこはできるだけ負担の軽減を図ればなということ等も含めて、県にもそういう前例も含めて今検討いただきたいということでの話をいろいろやらせていただいているのでございまして、可能性、私、お話しする側と受ける側の立場でございますので、そこは今私からこれぐらいというお話はできませんけれども、いずれにしろ結論は早目に出さなければならぬと思ってございます。もうちょっと時間はかかるかなと思いますけれども、願わくば町当方とすれば必要以上の経費負担は回避できればなという思いで今いろいろやってございますので、そういう状況でございますのでもう少しちょっとお時間を

お借りしたいと思っております。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 防災庁舎の件についてなんですが、これまで幾度となく議論されてきたわけでございますが、きのうですか、防災庁舎大分傷んできて危険な状態になってきたという報道がなされたわけでございますが、このような状態になってもまだ解体しないというのは何のために解体しないのか。これまで県に委託するので順序があるという説明もありました。危険が大分、危険が危ないというのもおかしな話だけれども、鉄骨が落下するなんていう状況にもなつてきていると。これは早く解体すべきだと思うんですが、今このような状況になってどのような考え方を持っているかお聞かせ願いたいと思います。

それから、漁港の背後地の整備状況、どの程度なっているのか。背後地にいつ加工施設等やらあるいは作業所やら、その建設ができるのか。その方向性をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この間、テレビで報道になっておりました。基本的にはさび等々も含めて危険が及ばないようにそこの中に入らないと。4メートルぐらいのスペースをとりましたけれども、そこから中に入らなければ大丈夫だということ、ある意味危機管理といいますか、そういう状況の中で柵をめぐらさせていただきました。基本的には、町としての考え方については以前からお話ししてございます。ただ、前からお話ししておりますようにこの件につきましては、ご遺族の皆さんでも解体、それからそうでないと、残せという方もいらっしゃいますので、大変デリケートな問題だと認識はいたしてございます。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 町の管理する漁港につきましては、ただいま物揚場をかさ上げをしております。その完成と合わせて背後地の盛り土をするということになっておりますので、基本的には物揚場が終了後に時間を置かないでかさ上げの工事を施工したいと思っています。

それから、県漁港につきましては、泊浜についてはほぼ大分順調に来ているのかなと思っていますし、志津川漁港につきましては、今旧市場のほうを盛んにやっておりまして、それが終了後に大森漁港のかさ上げをすると。その後に背後地の整備を考えていくという状況になっております。

○委員長（西條栄福君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 4メートルぐらいの柵というか縄を張ったということは聞いております。しかし、それで安全が保たれるのかなと大変心配するわけですよ。中にはいろいろなやはり縄を張

られるとなかなかそれを超えて入りたがるのが人間の心理でありまして、もっと近くへ寄つてみたいとかそういう方々もおられると思うんですが、そういう場合に万が一落下等ありますと人身事故等々が起きた場合に、どういう対応をとるのか。こういった大変これからの大変なことでなかろうかなと思います。県の順序というのもあるようございますが、これほど危険な状態になってきた以上はあくまでも即刻県に申し立てて解体の方向で進めるべきだと思っております。遺族の方の中でも残してほしいという方がおられるということではありますが、こういう状態になれば多分に理解はいただけるのかなと、解体することに賛同していただけるのかなと私はそのように思っておりますが、解体の方向でとにかく進めさせていただきたいなと思っておりますので、再度お答え願いたいと思います。

それから背後地ですが、私が聞いたのは先ほども話題になりましたけれども、まず加工処理場がなくてウニの開口もなかなか販売できないという状況になっているわけでございます。それが例えば立地条件といいますか、建設用地等々の整備がおくれている関係上なかなか建てられないということで、ある意味生産に支障を来しているのかなと思っているんですが、これからウニを初めほかの魚種の加工処理について、漁協とのかかわりをどういう考え方でどのようなかかわりを持って、そして整備していくのか。その辺あたりをお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町の施設でございますので管理等については町としてしっかりとやりたいと思います。基本的には、現在先ほどお話ししましたように柵をつくりまして立ち入り禁止をいう看板を立てさせていただいておりますので、その辺の安全については我々としてもしっかりとやっていきたいと考えております。高橋兼次委員の思い、それは受けとめさせていただきます。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 加工場等の建設でございますが、二、三ご相談を受けている地区もございます。その区につきましては、具体的な計画を出していただければその建物を建てる部分のかさ上げを先行することも検討するということでお答えをしております。ただ、それには現在船揚場等も不備でございますので、漁船とかいろいろな資材が置かれていますので、その辺のご協力を地域の方にもお願ひしたいということです。

○委員長（西條栄福君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 庁舎については早期の解体を望むところでございます。

それから、加工場施設については、やはりしっかりと相談あるいは漁業者の意向を受け止め

て、そしてサポートしてから今後の生産向上に努めていくべきであろうと思います。

それから、担当課として産振の課長は今後のそういう部分についてどのように考えているか。どのように指導していくのか。お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 処理場の関係で建設課長のほうでは相談があったやに今答弁されましたがけれども、その手の処理場に関しては本来漁協そのものが所有する施設でございますが、それに関して漁協のほうから私どもに担当課ということで指名されましたけれども、正式な相談というのは今のところ1件もございませんで、いずれ私どもから逆に聞いておりますのはこちらのほうで問いただしておりますが、県漁協の施設として早目に施設整備をしたいかがかと。そのためには場所がないのであればそれらも含めて私どもを通じながら、あるいは直接建設課に相談しながらやっていくのが筋ではなかろうかという指導といいますか、そういう話し合いはしております。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 ただいままで造成工事の進捗等々になぜ支障が出ているかという質問あるいは答弁であったと思うんですけれども、私一つ聞いておきたいのは例えば先ほど説明あった東地区、中、西、西は岩盤が出てその辺を造成工事の検討にして考えていると。いま一つ、中地区で今新井田遺跡の調査をしておるわけですが、これもやはり造成工事を進めていく上におくらせている一つの原因かなと。これらはいつまでかかるのか。それから、中区ですから一番造成地の必要な場所、つまり旧志津川町の住宅街の人たちがほとんど希望している箇所と聞いておりますので、遺跡のことがあっておくれていることもこれは考えざるを得ないのかなという思いの中で、いつごろまでかかるのか。それから、かかる費用はどうなのか。その地域が宅地造成していくにその箇所が全く重要な箇所にならうと思うんですけどもそういうこととか、あるいは遺跡のつまり価値というか成果というかそういうものが、文化庁なら文化庁に申請していたものに実際に値するものなのかどうか。この辺、法で定まっているということは聞いておりますけれども、この辺も造成工事あるいは取りかかろうとする町の方針に、高台移転造成整備をおくらせている問題の一つになっているんじゃないかなという思いがするんですけども、この辺をひとつどういう状況になっているのかお聞かせ願いたいなと思います。

○委員長（西條栄福君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 新井田遺跡の調査なんですが、現在県から専門職員5名、そして10班編成50名、若干今少なくなっていますが40名ちょっとで、毎日雨が降らない限りは調査

をしております。表土の部分はおおむねはぎましたので、今さらに人力ではいだりそういうことでそれぞれ班ごとにやっていますが、遺構、遺物、遺構については掘つ立て柱の柱穴、柱の穴といいますか、それが十五、六ぐらい現在発見されておりましすし、あとは一部陶磁器とかそれから古銭、洪武永樂通宝ですか、発見されております。今後はさらに下場のほうを調査しますので、どれだけの価値のあるものかというのはちょっとまだこれから調査してみなければわからないと思うんですけれども、順調に今のところ調査して年度内には完全な形で造成工事が図れるようなスケジュールで現在調査しているところでございます。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 表土のはぎとりによって大体の遺跡の形跡がわかつてはきた、これから下場だということで、年度内には終わるだろうということなんだけれども、先ほど造成の着工等々については秋口までには何とか考えたいということを答弁いただいておりますけれども、その秋口までには年度内というと3月31日までは年度内ですよね。そういうことになるんだけれども、そこまでかける必要性があるのかどうかということなんだね。このことについて、例えば県から5名派遣されておられるということなんだけれども、県への問い合わせあるいは国への交渉、そういったもので何とかそれを早めて切り上げる方法が見い出せないものなのでしょうかね。年度内3月31日までこの遺跡の問題をやって、中央区の造成がどういうふうになるんです。ますますおくれていくんじやないですか。この辺をどういうふうにお考えか。あるいは交渉をやっているのかどうか。その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） まず、秋口までの造成という説明だったんですけども、先ほど説明させていただいた10月や秋口までというのは、南三陸町での他の防集地区のところがおおむね秋口までと。この志津川市街地の高台3地区については、個別にということで私がご説明させていただきまして、今鋭意工程を詰めさせていただいているというお答えをさせていただきました。今、中央地区に関しまして年度内に3月までにおおむね文化財調査が終わって、それ以降造成工事という説明をさせていただいたんですけども、我々のほうでは何が何でも文化財調査が終わってからの造成ではなくて、中央地区、約17ヘクタールほどありますので、文化財調査をしていますのはそのうちの一部分でありますので、造成可能なところからもちろん造成工事のほう着手できないかということで今検討しています。ただ、いつ造成可能になるのかということに関しては、先ほど来説明させていただいているとおり若干ちょっと今フレームの見直しをさせていただいているので、確実に固まって工事のボリューム

ムも精査した上で時期のほうはご説明させていただきたいと思っております。

○委員長（西條栄福君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 早めるための方法というか4月からは1名、学芸員もうちに配置してもらったりして、そのほかに1人専門員がいてやっているわけですけれども、実際気仙沼の遺跡の場合もそうなんですけれども、どのようなものが出てくるかによって期間も変わってしまいますし、大体1町歩ぐらいの調査区域ということで今設定していますので、少なくともやっぱり調査だけでも幾ら早くても年内、それからその記録とか保存ということもありますので、それらが完全に終わるのはどうしても3月ごろまでかかるのではないかということでございます。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 本当に随分かかるんだね。まずかつて掘り起こしている姿を見ると、どこ の遺跡調査もやっぱりかかっているんだよね。であるけれども、そのかかるということもわかるんだけれども、つまり南三陸町で震災を受けたのは3,300戸超、そのうち中央区に住まわれる方が東、西、中で一番あるはずですよね。つまり志津川町の町区の人たちがそこへ住まわれるというお話をずっといただいてきているわけですから、そういうところがこの遺跡によってまさに造成工事がもし、ここで大体本当は一番先にやらなければならない箇所なんだけれども、一番後回しになるような懸念材料が遺跡によって生じたということでございますから、そういうことでなく交渉は県への交渉、国への交渉等々はなされてはいないわけですよね。現在に至るまで。やっているか。町長さん、お答えになるんですか。では、町長にお答え願いたいと思いますけれども、そのように大切なものです。被災住民の高台移転の造成年度に町長は言っているんですけども、被災者の生活優先、住宅再建、これを掲げた年にしたいということでありますけれども、中央区は今の遺跡からするとほかの分は始まるのはいいと。つまり1町歩程度は始まるのはいいんだというお話をしたけれども、現在でもって形が出てきていないものですから、こういうことをお尋ねするんですけども、そういうことからするとずっとまた1年間おくれるのかなという気もするんです。一番最初に取り組まなければならぬ町中央の被災を受けた人たちのためにまた1年おくれると、こういうことがあっていいのかどうかということなんですよ。それをそれでは町長にお伺いしましょう。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まず最初に国の交渉ですが、震災から半年ぐらいたったあとですか、高台移転を打ち出しまして、町内でも何カ所か埋蔵文化財が発見されました。今お話しのように

一日も早い高台移転を進めなければならないということで、文化庁の部長さんおいでになりました、その際お話をさせていただきました。通常であれば2年あるいは3年かかるということを1年という期間に短縮してもらったというのが、国との交渉の結果です。

それから、今1年おくれるとお話ししておりますが、先ほど来、課長お話ししておりますように、基本的には並行して進めるという考え方でございますので、そこが全く終わらなければ中央の地区に手をつけられないということでは決してございません。ご案内のとおり中央地区の一部に埋文があるわけでございますので、それ以外の部分については造成は手をつけられるわけでございますので、そういう段取りで進めるということですので全く何も中央地区を手をつけないということはございませんので、その辺はしっかりご理解をいただきたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 答弁は答弁として承りますけれども、そういう経過もあったということで理解することができるんですけれども、そうであってもそれをさらに早く、なぜかというとそれを掘り起こして重要な価値が出た場合にはそこは取り除くという解釈とか、あるいはそれは造成には手をつけないという形にもなってくると思うんですけども、そういうことよりも再三ずっとここ2年間被災住民は高台移転の造成を待っていられないで、登米郡を初めほかの市町村に住宅を構えるという人が非常に多いわけですよ。でありますから、どんなに町で優遇策を考えても南三陸町へは戻ってこないような気もするわけですよ。しかも、他町村に行った人は年配者でなくして若い人たちだという話も聞いておるわけですよ。南三陸町の本当の新しいまちづくり、本当の復興はその若い人たちによって本当はやってもらいたいんですよ。将来につなげるために。将来に向けて発展していくために。そういうことを私はずっと申し上げてきたわけでございますけれども、それが遺跡ということの中で1年もおくれ、さらにそこから発掘したものがどういう形で生まれてくるかということになると、1年が2年、あるいは2年が3年と当初文化庁でお話しされたようになっていくのかなというふうなお答えの中で感じ取ったんですけども、そういうことでなくして、そこを取り除いてそれでは別個のところをやるかということも考えられてしかるべきだと思うんですけども、その辺はどうなっておりますか。いま一度お答えをいただきたいなと思います。

○委員長（西條栄福君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） スケジュール的にはそういうスケジュールで予定どおりうちのほうとすれば進めていますので、今後どのような価値のあるものが発見されるかわかりませんけれども、中世のたて跡なので造成工事はそれがあるためにできないということは余り考えら

れないので、今までの町の歴史といいますか、そういうのをきちっとさえ保存、残せば、その部分については、造成工事に支障が出てこないと思っております。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）ないようであります。

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。次回の特別委員会の開催は、議長、正副委員長に一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。よって、次回の会議は、そのように取り進めることといたします。

以上で本日の会議を終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。よって、以上で東日本大震災対策特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時14分　閉会